

議第165号

滋賀県医療法施行条例案

上記の議案を提出する。

平成24年11月29日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県医療法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(既存病床数および申請病床数の補正)

第3条 法第7条の2第1項または第2項の許可の申請がなされた場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ、同条第1項に規定する地域における既存の病床数および当該申請に係る病床数を算定するに当たって行うべき同条第4項の規定による必要な補正は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 国の開設する病院もしくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁もしくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院もしくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所もしくは事業所の従業員およびその家族の診療のみを行う病院もしくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院または独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院もしくは診療所の病床については、次のアに掲げる数を次のイに掲げる数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは、0）を乗じて得た数を既存の病床数および当該申請に係る病床数とすること。

ア 当該病床の利用者のうち職員およびその家族以外の者、隊員およびその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員およびその家族以外の者または入院患者以外の者の数

イ 当該病床の利用者の数

- (2) 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床または集中強化治療室もしくは心疾患強化治療室の病床（以下「放射線治療病室の病床等」という。）であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているものについては、既存の病床数および当該申請に係る病床数に含めないこと。
- (3) 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床または一般病床に係る既存の病床数とすること。
- (4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号または第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に含めないこと。

2 前項第1号アおよびイに掲げる数および同項第2号の放射線治療病室の病床等であって当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されているものの数は、法第7条の2第1項または第2項の許可の申請があった日直前の直近の9月末日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があった日直前の直近の9月末日において業務が行われなかったときは、当該病院または診療所における実績、当該病院または診療所と機能および性格を同じくする病院または診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 当該申請に係る病床数についての第1項第1号アに掲げる数（隊員およびその家族以外の者ならびに業務上の災害を被った労働者以外の者の数を除く。）および同号イに掲げる数ならびに放射線治療病室の病床等であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一の病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能および性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能および性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

（既存病床数の補正）

第4条 前条第1項に規定する地域における既存の病床数の算定に当たり、法第7条の2第5項の規定により既存病床数とみなされる介護老人保健施設の入所定員数は、当該入所定員数に0.5を乗じて得た数とする。

（専属の薬剤師の配置）

第5条 病院または勤務する医師の数が常時3人以上である診療所の開設者は、専属の薬剤師を置くものとする。

（病院の従業者の員数）

第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

- (1) 薬剤師 精神病床および療養病床に係る病室の入院患者の数を150で除して得た数と、精神病床および療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70で除して得た数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75で除して得た数とを合計した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）
- (2) 看護師および准看護師 療養病床、精神病床および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除して得た数とを合計した数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）に、外来患者の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数
- (4) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）
- (5) 栄養士 病床数が100以上の病院にあっては、1
- (6) 理学療法士および作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当な数
- (7) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当な数

2 前項の入院患者、外来患者および取扱処方箋の数は、前年度における1日当たりの平均値とする。ただし、病院を新たに開設し、または再開しようとする場合は、当該病院を新たに開設し、または再開しようとする者が推定した数とする。

（病院の施設）

第7条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 消毒施設（法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
- (2) 洗濯施設（法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）
- (3) 談話室（療養病床を有する病院に限る。）
- (4) 食堂（療養病床を有する病院に限る。）
- (5) 浴室（療養病床を有する病院に限る。）

2 前項各号（第2号を除く。）に掲げる施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構造または設備を有しなければならない。

- (1) 前項第1号の施設 蒸気、ガスまたは薬品を用いる方法その他の方法により入院患者およ

び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものとする。

(2) 前項第3号の施設 談話に必要な広さを有するものとする。

(3) 前項第4号の施設 療養病床の入院患者1人当たりの床面積は、1平方メートル以上とすること。

(4) 前項第5号の施設 身体の不自由な者の入浴に適したものとする。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数)

第8条 法第21条第2項第1号の条例で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当な数

2 第6条第2項の規定は、療養病床を有する診療所の入院患者の数の算定について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設)

第9条 第7条（第1項第1号および第2号ならびに第2項第1号を除く。）の規定は、療養病床を有する診療所の施設について準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(既存の病床数の補正の経過措置)

2 平成12年4月1日以後に介護保険法（平成9年法律第123号）第94条の規定による開設の許可または入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（次項において「平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）および平成3年6月26日以後に介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第24条の規定による改正前の老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の6の規定による開設の許可または入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であって介護保険法施行法第8条第1項の規定によりその開設者が介護保険法第94条第1項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（次項において「平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加に係る部分に限る。）については、当分の間、第3条第1項第3号および第4条の規定は、適用しない。

3 前項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第119号）による改正後の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床および一般病床に係る基準病床数を算定した場合における平成12年4月1日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設および平成3年6月26日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設

の入所定員について準用する。

- 4 療養病床を有する病院または診療所の開設者が当該療養病床の転換（病院または診療所の精神病床または療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院または診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所または入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行った介護老人保健施設の入所定員（当該転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の省令第30条の30第1号の規定に基づき療養病床および一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、付則第2項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号および第4条中「入所定員数に0.5を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

（精神病床を有する病院に係る経過措置）

- 5 精神病床を有する病院（省令第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第6条第1項第2号中「歯科衛生士」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）から精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を減じた数を看護補助者」とする。

（療養病床を有する病院の談話室、食堂および浴室に係る経過措置）

- 6 平成13年3月1日前に医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第7条第2項第2号から第4号までの規定に適合しないものについては、これらの規定は、適用しない。

（療養病床を有する診療所の談話室、食堂および浴室に係る経過措置）

- 7 平成13年3月1日前に開設されている診療所の建物（同日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、または全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所

(同日後に新築され、または増築され、もしくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)のうち第9条において準用する第7条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(転換病床に係る経過措置)

8 精神病床または療養病床を有する病院および転換病床のみを有する病院(いずれも省令第52条第1項の規定により知事に届け出たものに限る。)の従業者の員数は、これらの病院の転換が完了するまでの間(平成30年3月31日までの間に限る。)、第6条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 次のアからエまでに掲げる数を合計した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)に、外来患者の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

ア 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数

イ 転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除して得た数

ウ 精神病床(転換病床を除く。)および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数

エ 感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数

(2) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数

(3) 看護補助者 療養病床(転換病床を除く。)に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と転換病床(療養病床に係るものに限る。)に係る病室の入院患者の数を9で除して得た数に2を乗じて得た数とを合計した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)

(療養病床に係る経過措置)

9 療養病床を有する病院(省令第53条の規定により知事に届け出たものに限る。)の従業者の員数は、平成30年3月31日までの間は、第6条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数と、精神病床および結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除して得た数と、感染症病床および一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3で除して得た数とを合計した数(その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数)に、外来患者の

数を30で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）を加えた数。ただし、歯科、矯正歯科、小児歯科または歯科口腔外科を有する病院にあっては、そのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 助産師 産婦人科または産科を有する病院にあっては、前号に定める看護師および准看護師の員数のうち適当な数

(3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

10 療養病床を有する診療所の看護師および准看護師ならびに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）は、当分の間、第8条第1項第1号および第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を2で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）（そのうちの1については、看護師または准看護師）とする。

11 療養病床を有する診療所（省令第54条の規定により知事に届け出たものに限る。）の看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、第8条第1項第1号および第2号ならびに前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定した数とする。

(1) 看護師および准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）

12 療養病床を有する診療所（省令第55条の規定により知事に届け出たものに限る。）の看護師等の員数は、平成30年3月31日までの間は、第8条第1項第1号および第2号ならびに付則第10項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）（そのうちの1については、看護師または准看護師）とする。